

手話通訳者・要約筆記者派遣費

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

手話通訳者・要約筆記者（以下、情報保障者とする。）1人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりとする。

令和4年4月1日より適応

時 間	金 額
最初の1時間まで	8,000円
2時間まで	10,500円
3時間まで	13,000円
10時間まで	30,500円
上記のとおり、最初の1時間は8,000円。更に、1時間増すごとに、2,500円を加算します。	

- 注 1、派遣時間は、集合時刻から業務終了時刻までとし、上記の表のとおり、1時間単位毎に派遣費が増額いたします。
- 2、この金額は情報保障者の交通費が含まれたものです。
(基本的に神奈川県内を派遣エリアとしております。県外への派遣の場合は、追加で請求をさせていただく場合があります。)
- 3、派遣費は、「手話通訳者決定通知書」及び「要約筆記者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。(情報保障者の実働時間が下回った場合でも派遣費の減額はいたしません。
尚、実働時間が「手話通訳者決定通知書」及び「要約筆記者決定通知書」の派遣時間を超過し、次の時間単位になった場合は、1時間単位毎に2,500円を加算します。)
- 4、実施日の前々日（前々日が月曜日及び祝日等の休館日の場合は、その直前の開館日）の12時を過ぎてキャンセルをされる場合は、派遣時間に係わらず、1人につき8,000円を請求させていただきます。ただし、前日（前日が月曜日及び祝日等の休館日の場合は、その直前の開館日）の16時を過ぎてキャンセルをされる場合は、「手話通訳者決定通知書」及び「要約筆記者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。

<休館日 月曜、祝祭日、12月29日～1月3日>

動画配信等を伴う手話通訳者派遣費

社会福祉法人 神奈川聴覚障害者総合福祉協会

不特定多数の方が観る動画配信等の手話通訳者1人当たりの派遣費は、派遣時間に応じて、次のとおりとする。

令和2年4月1日より適応

時 間	金 額
最初の1時間まで	11,875円
2時間まで	16,250円
3時間まで	20,625円
4時間まで	25,000円
5時間まで	29,375円

8時間まで

42,500円

上記のとおり、最初の1時間は11,875円。更に、1時間増すごとに、4,375円を加算します。また、上記の金額に、手話通訳者が自宅から用務地に赴く際必要な往復の交通費を加算します。

- 注 1、派遣時間は、集合時刻から業務終了時刻までとし、上記の表のとおり、1時間単位毎に派遣費が増額いたします。
- 2、派遣費は、「手話通訳者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。(手話通訳者の実働時間が下回った場合でも派遣費の減額はいたしません。)
- 尚、実働時間が「手話通訳者決定通知書」の派遣時間を超過し、次の時間単位になった場合は、1時間単位毎に4,375円を加算します。
- 3、実施日の前々日(前々日が月曜日及び祝日等の休館日の場合は、その直前の開館日)の12時を過ぎてキャンセルをされる場合は、派遣時間に係わらず、1人につき11,875円を請求させていただきます。ただし、前日(前日が月曜日及び祝日等の休館日の場合は、その直前の開館日)の16時を過ぎてキャンセルをされる場合は、「手話通訳者決定通知書」に記載された派遣時間に基づき請求させていただきます。

<休館日 月曜、祝祭日、12月29日～1月3日>